

# ウズベキスタン共和国憲法裁判所と立憲主義

杉 浦 一 孝

はじめに

## 一 憲法適合性審査制度の確立と新憲法の制定

### (一) ペレストロイカと憲法監督委員会の創設

### (二) 憲法監督委員会の活動の実態とその評価

### (三) 憲法裁判所の設置と憲法監督委員会による憲法裁判

## 二 憲法裁判所の活動と立憲主義

### (一) 新憲法裁判所法とその問題点

- (1) 憲法裁判所の構成とその選出手続
- (2) 憲法裁判所の権限

- (3) 憲法裁判所への事案の提出権者（申立権者）
- (4) 憲法裁判所の裁判

### (二) 憲法裁判所の活動の実態とその評価

(1) 法令の憲法適合性審査  
(2) 法案発議権の行使と法律の有権解釈  
むすび

## はじめに

一九八〇年代後半からソ連ではじまつたペレストロイカは、上からの「社会主義的選択の枠内」での改革運動であった。それは、ソビエト社会全体の建直しを意味するものであり、したがつて、司法制度も当然そのペレストロイカの対象であつた。当時、司法制度改革の基本的課題の一つに、法律および命令を憲法の規定に適合させることがあつた。とくにそれまでの行政機関の命令の中には、市民の憲法上の権利および自由を侵害するものが少なからずあつたため、これらの行政機関の命令や法律の憲法適合性を確保するための一連の憲法保障メカニズムの改革構想が提起された。

一九八八年一二月、当時のソ連憲法の一部改正の時に、その改革構想の一つであつたソ連憲法監督委員会<sup>(1)</sup>の創設が決定された。このソ連憲法監督委員会は、「ソ連の国家権力の最高機関」として同時に新設されたソ連人民代議員大会により選挙され、その人民代議員大会が制定した法律を含む法令（案）の憲法適合性を審査することを職務としていた。その違憲判断には、違憲と認定された法令（案）またはその個々の規定の執行停止の効果しか認められず、違憲の法令等の取消しは、その取消権を有する当該機関がこの違憲判断を受けて行うのであつた。その限り

では、ソ連憲法監督委員会は、ソ連人民代議員大会の「諮問機関」であり、これは、権力統合の原則、そしてこれを前提とした「国家権力の最高機関の優位（Перховенство）」の原則にもとづくものであった。

しかし、ソ連憲法監督委員会により、法令またはその個々の規定がとくに市民の権利および自由、すなわちソ連憲法および国際人権条約で保障されている「人間の基本的権利および自由」を侵害していると判断された場合には、その時点から、当該法令等は効力を失うことになった。実際、ソ連憲法監督委員会は、市民の権利および自由の保障の領域で一定の役割を果たしたのである。

この憲法監督委員会制度は、旧ソ連の各連邦構成共和国にも導入されることになるが、ロシア連邦の場合、すぐには憲法監督委員会から憲法裁判所へと制度変更がなされた。一九九一年五月、憲法裁判所法が制定され、ロシア憲法裁判所は、同年一二月のソ連解体前から活動を開始することになる。<sup>(2)</sup>

他方、ウズベキスタンの場合、ロシア連邦と異なり、憲法監督委員会が実際に創設され、活動を開始するのである。後に、この憲法監督委員会は、一九九二年一二月八日の新憲法<sup>(3)</sup>（以下「九二年憲法」という。）の制定により、憲法裁判所に取って代わられることになる。

本稿は、「民主的法治国家」の建設を標榜しながらも、今なお大統領中心の権威主義的な政治体制をとっている体制移行国ウズベキスタンにおいて、あらたに導入された憲法保障メカニズムが立憲主義を継受し、定着させうるかどうかについて、その実際の活動に関する資料で、現時点で入手し得たもの（例えば、憲法裁判所の判決・決定等）を分析することにより、現段階でのその仮説を提示することを課題とする。

## 一 憲法適合性審査制度の確立と新憲法の制定

### (一) ペレストロイカと憲法監督委員会の創設

ウズベキスタンでは、一九九〇年三月、一九七八年に制定されたウズベク・ソビエト社会主義共和国憲法（以下「七八年憲法」という。）が一部改正され、その時に、大統領職の設置とともに、憲法監督委員会の創設が決まった。これを受けて、同年六月一〇日に「ウズベキスタン共和国における憲法監督について」の法律<sup>(4)</sup>（以下「憲法監督法」という。）が制定され、一部の規定を除き、同年七月一日から施行された。<sup>(5)</sup>

この憲法監督法によると、ウズベキスタンにおける憲法監督の目的は、国家機関および社会団体の「アクト（акт）」の七八年憲法への適合性の保障、個人の憲法上の権利および自由ならびに民族の憲法上の権利の保護、そしてソビエト社会の民主主義的基盤の保護にあった（第一条）。ウズベキスタンにおける憲法監督は、ウズベキスタン共和国憲法監督委員会が行い、カラカル・パクスタン共和国における憲法監督は、カラカル・パクスタン共和国憲法監督委員会が行つた（第二条）。両憲法監督委員会は、社会主義的適法性、合議制および公開制（グラースノスチ）にもとづいて活動を行うとともに、独立であり、それぞれの憲法にのみしたがうものとされた。そして、その活動へのいかなる干渉も許されず、干渉したときは、法律にしたがつて責任を問われるとなっていた（第三条）。

ここでは、資料上の問題から、ウズベキスタン共和国憲法監督委員会（以下「憲法監督委員会」という。）についてのみ検討することにする。第一は、憲法監督委員会の構成およびその選出手続である。憲法監督法によると、憲法監督委員会は、政治および法の領域の専門家の中から選出され、委員長、副委員長および委員九名（カラカル

パクستان共和国からの代表一名を含む。) をもって構成された（第五条）。その委員長等は、国家権力の最高機関であるウズベキスタン共和国最高ソビエト（以下「最高ソビエト」という。）の議長の提案にもとづいて、最高ソビエトが一〇年の任期で選挙し、最高ソビエトの人民代議員総数の過半数の支持を得た者が当選したものとされ、そして、憲法監督委員会の活動の継続性を確保するため、五年ごとにその半数の入替えが行われるものとされた（第六条）。憲法監督委員会の委員長等に選ばれた者には、次の宣誓をすることが求められた。「ウズベキスタン共和国憲法監督委員会の構成員としての自己に課せられた職務を誠実に遂行し、その際には、ウズベキスタン共和国憲法のすべての規定にしたがい、これら以外の何ものにもしたがわないことを厳粛に誓う」（第七条）。なお、憲法監督委員会の構成員一一名は、憲法監督法が制定された日と同じ一九九〇年六月二〇日に、最高ソビエトにより選出された<sup>(6)</sup>。

第二は、憲法監督委員会の権限についてである。憲法監督法によると、憲法監督委員会は、最高ソビエトの審議に付された法律案その他のアクト案、最高ソビエトが制定した法律その他のアクトおよびカラカルパクスタン共和国憲法が七八年憲法に適合しているかどうかを審査するものとされた。憲法監督委員会はまた、大統領令、最高ソビエト議長の命令および処分、カラカルパクスタン共和国の法律、地方人民代議員ソビエトの決議、大臣会議（政府）の命令および処分、批准または承認のために提出された条約その他の合意、最高裁判所総会の指導的説明、規範的性格を有する首席国家仲裁官のアクトならびに検察官監督の対象とならないその他の国家機関および社会団体の「規範アクト（нормативный правовой акт）」が七八年憲法および法律に適合しているかどうかについても監督を行うものとされた。しかし、裁判所の判決その他の裁判、具体的な事件についての捜査取調機関、検察庁および国家仲裁機関の決定には、憲法監督委員会の監督はおよばないとされていた（第一〇条）。

第三は、事案が憲法監督委員会の審査に付される契機についてである。憲法監督法によると、最高ソビエトの審議に付された法律案その他のアクト案については、その最高ソビエトの「委託（поручение）」がその契機とされ、最高ソビエトが制定した法律その他のアクトについては、人民代議員総数の五分の一以上の代議員グループ、大統領、最高ソビエト議長またはカラカルパクスタン共和国最高ソビエトの「提案（предложение）」がその契機とされていた。大統領令については、最高ソビエトの委託が、また大臣会議の命令および処分ならびに条約その他の合意については、最高ソビエトの委託または人民代議員総数の五分の一以上の代議員グループ、大統領、最高ソビエト議長またはカラカルパクスタン共和国最高ソビエトの提案がその契機とされていた。そして、検察官監督の対象とならないその他の国家機関および社会団体の規範アクトについては、最高ソビエトの委託または大統領、最高ソビエト議長、最高ソビエト常任委員会、大臣会議、カラカルパクスタン共和国最高ソビエト、人民コントロール委員会、最高裁判所、検事総長、首席国家仲裁官もしくは社会団体の共和国機関の提案が憲法監督委員会でその審査に付される契機となっていた（第一二条第一項）。さらに、ここで指摘しておかなければならないのは、憲法監督委員会が「ウズベキスタン共和国の国家権力および行政の最高諸機関のアクト」、最高ソビエトが組織または選挙するその他の機関のアクトならびに地方人民代議員ソビエトの決議が七八年憲法および法律に適合しているかどうかを職権で審査することができたことである（同条第二項）。つまり、法律以外の国家機関のアクトの憲法適合性または法律適合性の審査を職権で行う権限が憲法監督委員会にあたえられていたのである。<sup>(4)</sup> なお、行政機関、裁判機関、検察機関その他の法秩序維持機関および法適用機関、社会団体ならびに市民が法律その他の「規範アクト（нормативный акт）」と七八年憲法との間に不一致を見つけたときは、これらの機関等は、憲法監督委員会による事案の審査を求める権限を有する上記の諸機関にその旨を通知するものとされていた（同条第三項）。

」のように、憲法監督委員会は、関係機関から委託もしくは提案があつたとき、または職権で事案の憲法適合性もしくは法律適合性の審査をするが、こゝでは、その審査手続の紹介は省略し、第四として、その審査結果である憲法監督委員会の「意見（заключение）」の法的効果を見ておきたい。憲法監督法によると、意見は、憲法監督委員会の構成員数の過半数で決し（第一八条第二項前段）、その意見が最高ソビエトの審議に付された法律案その他のアクト案、最高ソビエトが制定した法律その他のアクトならびにカラカル・パクスタン共和国憲法および法律に関するものであるときは、最高ソビエトに送付されることになつていた（第一九条第一項）。そのうち、最高ソビエトが制定した法律その他のアクトおよびカラカル・パクスタン共和国憲法またはその個々の規定が七八年憲法に違反するとする意見は、それらの効力を停止しないだけでなく（同条第二項）、人民代議員総数の三分の二以上の多数で採決された最高ソビエトの決議により、これをくつがえすことができたのである（同条第三項）。しかし、最高ソビエトで憲法監督委員会の意見をくつがえすのに必要な票数が得られなかつたときは、最高ソビエトは、後述の例のように、憲法監督委員会の意見にしたがつて所要の改正を行つたと思われる。

これに対し、上記の法律等を除いたアクトまたはその個々の規定が七八年憲法または法律に適合しないとした憲法監督委員会の意見は、その適合しない部分が取り除かれるまで、当該アクトまたはその個々の規定の効力の全部または一部を停止する効果をもつていた（第一一〇条第一項）。同時に、これらを適用してはならない旨の通知が公示され、関係機関に送付されることになつていて（同条第二項）。当該アクトを制定した機関には、二ヵ月以内に（必要な場合は、最高ソビエト議長は、その期間を延長することができた。）、七八年憲法または法律に適合しない部分を除去することが求められた（第二二一条第一項）。しかし、その期間内にその部分が取り除かれなかつたときは、憲法監督委員会は、当該アクトまたはその個々の規定の取消しについて、そのアクトを制定した機関が最高ソ

ビエトに報告義務を負うときは、最高ソビエトに、大臣会議に報告義務を負うときは、大臣会議にそれぞれ提案をするものとされていた（同条第二項）。最高ソビエトがその提案を受けた場合は、最高ソビエトは、人民代議員総数の三分の二以上の多数による議決で憲法監督委員会のその意見をくつがえすことができ、それをくつがえすのに必要な票数が得られなかつたときは、当該アクトまたはその個々の規定は、効力を失うものとされていた（同条第三項）。他方、憲法監督法は、大臣会議が憲法監督委員会の提案を受けた場合のその後の手続については、何も定めていなかつた。大臣会議は、憲法監督委員会の提案にしたがつて当該アクトまたはその個々の規定を取り消すことを事実上義務づけられていたと思われる。

このように国家権力の最高機関である最高ソビエトに憲法監督委員会の意見をくつがえす権限が認められていたのは、ウズベキスタンでも、権力統合の原則を国家機構の組織原理とし、そしてこの原則にもとづいて「国家権力の最高機関の優位」の原則が支配する体制がいまだとられていたからである。しかし、この体制は、ロシア連邦をはじめとするソ連邦の他の構成共和国におけるのと同様に、当時、大きく揺らぎはじめていた。それは、権力統合の原則から権力分立の原則への転換である。憲法監督法によると、憲法監督委員会が七八年憲法およびウズベキスタンが締約国となつている国際文書に定める「人間の基本的権利および自由」が法令またはその個々の規定により侵害されているとする意見を採択したときは、その時点から、当該法令またはその個々の規定は、効力を失うものとされていた（第二一条第三項）。この点においても、ソ連憲法監督委員会の同種の意見の法的効果と同じであり、これは、ウズベキスタンの国家機構も権力統合の原則から権力分立の原則へとその組織原理の転換の過程にあつたことを示すものと言えよう。

憲法監督法は、続けて、七八年憲法にしたがつて憲法監督委員会に法案発議権をあたえたが、これは、国家の不

作為による個人の憲法上の権利および自由の侵害の防止という重要な機能を果たすものであった（第一二三条）。さらに憲法監督法は、憲法監督委員会の構成員の地位（職權行使の独立、兼業の禁止、國家機関の会議に出席する権利および不可侵權）に関する規定等を置いていた（第二四条ないし第二七条）が、これらについても、ここでの検討は省略し、次に、憲法監督委員会の活動の実態を見るにしよう。

## （二）憲法監督委員会の活動の実態とその評価

かつて憲法監督委員会の委員であり、現在、憲法裁判所の裁判官であるエス・ハキー・モヴァは、憲法監督委員会の活動を回想する小論<sup>(9)</sup>を『ウズベキスタン共和国憲法裁判所通報』（一九九九年）第四号に公表している。これは、小論といえども、資料の少ない憲法監督委員会の活動を知るうえでは貴重なものと言えよう。以下では、これをおもに紹介するかたちで憲法監督委員会の活動の実態の一端を見ることにする。

ハキー・モヴァは、最初に、一九九〇年二月二一日付の「ウズベキスタンにおける会合、集会、街頭行進および示威行進の組織および実施の規制について」の最高ソビエト幹部会令<sup>(10)</sup>の憲法適合性に関する憲法監督委員会の「決定（решение）」を取り上げている。この幹部会令は、同年三月三一日に、最高ソビエトにより承認され、法律としての効力をもつようになったが、これが制定されたのは、ウズベキスタンの一連の市・地区で集会、街頭行進および示威行進が行われ、それらが暴動、暴力行為にまで発展し、その結果、国家、一部の社会団体、企業、施設、多くの住民が多大な精神的および物的損害を被ったからであると言われている<sup>(11)</sup>。このような事件は、当時、ウズベキスタンだけでなく、ソ連邦の各地で見られたのである。

さて、最高ソビエト幹部会は、その幹部会令において、「一九九〇年二月二〇日付のソ連最高ソビエトの声明<sup>⑫</sup>および「公共の秩序の回復と安定、規律の強化」を求める「労働者の要求」にしたがいながら、「示威行進および街頭行進には、過激派や犯罪分子が加わることができ、それは、反民主主義的行為、破壊行為、放火、人びとへの暴力や恫喝を招くことになる」として、「共和国における社会政治情勢が安定するまで、一時、街頭行進および示威行進は許可しないこと、許可された集会および会合は所定の手続により屋内でのみ行うこと」を決定した。この幹部会令違反に対するは、刑法など現行法令に定める責任が問われることになった（第一条）。最高ソビエト幹部会は、州ソビエトおよびタシケント市ソビエトの各執行委員会に対して、集会等の大衆的催しの実施手続を定めている決定を幹部会令に沿って改正することを求めた（第二条）。同年六月八日に制定された「タシケント市内での集会、会合、街頭行進および示威行進の実施の一時禁止について」のタシケント市ソビエト執行委員会決議は、最高ソビエト幹部会のその求めに応じたものである。

憲法監督委員会は、市民の「申立て（обращение）」を受け、この幹部会令の憲法適合性に関する問題を検討することになった。この場合、憲法監督委員会は、七八年憲法第四八条<sup>⑬</sup>（表現の自由）および世界人権宣言第八条その他の一連の国際人権文書の内容を考慮しながら、当該問題を検討し、職権でその憲法適合性審査を開始したのである。

ハキーモヴァによると、当該幹部会令は七八年憲法が保障する権利（表現の自由）を少し制限していたが、七八年憲法は、このような法令を制定する余地を最高ソビエトにあたえていた。それは、その第三七条第二項が「市民は、権利および自由行使することにより、社会および国家の利益ならびに他の市民の権利に損害をあたえてはならない」と規定していたことから明らかであった。憲法監督委員会は、人民が国家権力の唯一の源泉であるという

こと、そしてその最高代議制機関である最高ソビエトだけが人民の名において登場し、問題を解決することができることにもとづき、かつ、上記の七八年憲法第三七条第二項の規定を考慮して、当該幹部会令は七八年憲法に違反せず、その第四八条が保障する政治的自由を制限するものではないとの結論を下したのである。<sup>14)</sup>

憲法監督委員会は、その後、上記の「タシケント市内での集会、会合、街頭行進および示威行進の実施の一時禁止について」のタシケント市ソビエト執行委員会決議に係る類似の問題を審理した。ハキーモヴァによると、この事件では、憲法監督委員会は、その決議は七八年憲法第四八条が保障する市民の権利および自由を制限しており、エト執行委員会は、この判断にしたがい、幹部会令に適合させるため、その決議を改正したと言われている。<sup>15)</sup>

ここでハキーモヴァが取り上げているタシケント市ソビエト執行委員会決議と憲法監督委員会の二つの「意見」（合憲判断と違憲判断）の内容が十分明らかにされていないため、二つの「意見」を評価することは困難であるが、違憲判断を下した後者の「意見」は、積極的に評価するに値するものかもしれない。<sup>16)</sup>

ハキーモヴァによると、憲法監督委員会はまた、大統領の提案を受けて、一連の法令案の憲法適合性審査を行い、その結果、「意見」を提出し、また市民の「不服申立て（жалоба）」や「申請（заявление）」を契機にして（これらは、法的に認められたものでないため、憲法監督委員会には、「これらに応ずる法的義務はないが、事実上対応し、その検討の結果いかんにより、職権で審査を開始していったようである。）、未決勾留期間の問題にも取り組み、その解決に向けて積極的な役割を果たしたとされている。<sup>17)</sup>

さらに、住宅法第六七条の規定の憲法適合性審査と矯正労働法第一二二一条、第一二二二条および第一二二三条の規定の憲法適合性審査の事例が紹介されているが、ここでは、前者だけを見ておくことにしたい。住宅法第六七条は、

賃借人またはその家族が就労義務をともなう自由剥奪の有罪判決の言渡しを受けたとき、住居の使用権は判決の執行の日から六ヶ月間しか認められない旨を定めていた。ハキーモヴァによると、これは、有罪の確定判決を受けた者にとってはあたかも附加刑のようなものであり、人間の住宅に対する権利を制限していた。憲法監督委員会により違憲判断が下された後、その住居の使用権の存続期間の問題は、法改正により、裁判所の権限に属せしめられたと言わわれている。<sup>18)</sup>

ハキーモヴァは、このように憲法監督委員会の一連の活動を紹介した後、「われわれは、ウズベキスタンの基本法の遵守に対する最初のコントロール機関が、市民の期待に応えるため、できる限りのことを誇りに思っている」として、憲法監督委員会の活動を積極的に評価している。後年、このような評価がなされるよう、実際、この憲法監督委員会の活動には注目すべき点があつたと思われる。しかし、そうであつたにもかかわらず、憲法監督委員会は、九二年憲法の制定により、憲法裁判所に取つて代わられたのである。それは、九二年憲法が、憲法監督委員会のおもな理論的支柱であつた権力統合の原則ではなく、権力分立の原則を国家機構の組織原理として採用したからであると言えよう。

しかし、ウズベキスタンの場合、九二年憲法により憲法裁判所の設置が決まり、翌一九九三年五月六日に憲法裁判所法（以下「旧憲法裁判所法」という。）が制定されたにもかかわらず、憲法裁判所の裁判官は選出されず、憲法監督委員会の構成員一名が暫定的にその裁判官の職務を代行したのである。<sup>19)</sup>そこで、次に、旧憲法裁判所法と比較しながら、現行の憲法裁判所法を分析し、そして今日の憲法裁判所の活動の実態を明らかにする前に、簡単であるにせよ、九二年憲法の憲法裁判所についての規定と憲法監督委員会による憲法裁判の実態を見ておくことにしよう。

### (三) 憲法裁判所の設置と憲法監督委員会による憲法裁判

九二年憲法は、「ウズベキスタン共和国の国家権力の体系の原則は、立法権、執行権および司法権への権力の分立とする」（第二一条）として、それまでの権力統合の原則から権力分立の原則へと国家機構の組織原理を転換させた。そして、九二年憲法は、三権のうちの司法権は「立法権、執行権および政党その他の社会団体から独立して活動する」（第一〇六条）として、それまで否定されていた司法権の独立をはじめて憲法上承認し、そのうえで、「裁判官は、独立であり、かつ、法律にのみしたがう。裁判官の裁判活動へのいかなる干渉も、禁止し、かつ、法律にもとづいて責任を問われるものとする」（第一一二条）と定め、従来から憲法上の原則であった「裁判官の独立」の原則を再確認している。司法権およびその担い手である裁判官がこのように憲法上位置づけられる中で、憲法裁判所は、「立法権および執行権のアクト（акт）の憲法適合性に関する事件を審理する」（第一〇八条第一項）と定められ、司法権による立法権および執行権の抑制を具体的に担う機関として位置づけられ、その「憲法裁判所の裁判官は、その活動において独立であり、ウズベキスタン共和国憲法にのみしたがう」（同条第六項）とされた。

次に、九二年憲法は、憲法裁判所の権限として、次のものをあげている。<sup>①</sup>国会の制定した法律その他のアクト、大統領令、政府の命令、国家権力の地方機関の決定および国家間の条約上その他の義務が九二年憲法に適合しているかどうかを判断する権限、<sup>②</sup>カラカルパクスタン共和国憲法が九二年憲法に、カラカルパクスタン共和国の法律がウズベキスタン共和国の法律に適合しているかどうかについて意見を述べる権限、<sup>③</sup>九二年憲法および法律の規定の解釈を行う権限、そして<sup>④</sup>九二年憲法および法律によりその権限に属せしめられているその他の事件を審理する権限（第一〇九条第一項）。憲法裁判所には、憲法監督委員会と異なり、法律案の憲法適合性審査などの事前コ

ントロールの権限はあたえられていない。憲法裁判所が上記の権限を行使して行った裁判は、公表された時から効力を発するものとされ、最終のものであって上訴することができないとされている（同条第一項）。

旧憲法裁判所法は、九二年憲法の上記の諸規定を受けて、憲法裁判所を「ウズベキスタン共和国における憲法コントロールの最高の裁判機関」として位置づける規定（第一条第一項）をはじめ、その組織および活動について全三三一カ条からなる規定を置いていた。憲法監督委員会は、この旧憲法裁判所法にしたがって憲法裁判を行っていくのである。憲法監督委員会による憲法裁判に関する資料もきわめて少なく、ここでは、一九九三年六月三〇日付の「ウズベキスタン共和国労働法典第四一条第一項の一の規定の憲法適合性について」の憲法監督委員会の「意見」を見ておくことにしたい。

この「意見」で取り上げられている問題も、ペレストロイカ時代にソ連邦全土で発生したものである。新しい国有企业法の制定（一九八七年六月三〇日）にともない、企業の経営管理の新しい方法への移行および「労働の組織の進歩的な形態」の広範な適用が求められる中で、一九八八年二月四日に「経済管理のペレストロイカに係るソ連邦の労働法令の改正について」のソ連最高ソビエト幹部会令<sup>①</sup>が制定された。この幹部会令により、当時の基本労働法が一部改正され、①企業等の管理部による労働契約の解約の事由を定める同法第一七条第一項に、「老齢年金全額受給権を有する従業員が年金受給年齢に達した場合」（第一号の一）という規定が追加され、②ソ連の法令に定める場合を除き、企業等の管理部が当該企業等の労働組合委員会の「事前の同意」を得ずに労働契約を解約することを禁じている同法第一八条第一項中の「事前の」という字句が削られ、しかも、その「事前の同意」のない労働契約の解約を違法とする同条第二項が削除された。翌五日には、「労働法典の一部改正について」のロシア最高ソビエト幹部会令が制定され、当時のロシア労働法典にも、同じ内容の一部改正がなされた。これらの法改正の目的

は、余剰人員を整理して国有企業等の合理化を図ることにあつたと言えよう。

ソ連憲法監督委員会は、一九九一年四月四日に、雇用および職業の領域で市民の「機会の平等」を制限しているソ連の法令を職権により、また連邦構成共和国の法令をソ連最高ソビエト議長の申立てにより審査し、その結果、「この領域での現行法令は、反差別政策の原則にまだ完全に応えておらず、労働規範の社会的に公正な差異化を必ずしも保障しておらず、現行法令には、欠缺および欠陥があり、これらにより、人間の労働、就職斡旋、休息、健康、安全な労働条件および同一労働同一賃金の権利の実現にあたって機会の平等が公然とまたは秘かに侵害されている」と断じた。とくに、老齢年金全額受給権を有する従業員が年金受給年齢（男性六〇歳、女性五五歳）に達した場合、企業等の管理部がその従業員との労働契約を解約することを認めた上記の基本労働法第一七条第一項第一号の一およびロシア労働法典第三三条第一項第一号の一の規定については、これらは、ソ連憲法第三四条（市民の平等）、第二九条（権利および自由の一般条項）および第四〇条（労働の権利）に違反するとともに、あらゆる形態の差別および年齢による場合を含む労働の権利の実現にあたっての「機会の平等」の侵害を排除している基本住民就業法第四条および第五条に反するとしたのである。<sup>(2)</sup> 当該規定は、ソ連憲法監督法の第二一条第三項により、法的には失効したはずであったが、事実上存続し、ソ連の解体後に、その憲法適合性審査に関する事件があらためてロシア憲法裁判所に持ち込まれたのである。

ロシア憲法裁判所は、一九九二年二月四日、ロシア労働法典第三三条第一項第一号の一に規定する上記の事由にもとづく労働契約の解約により形成された「法適用実務の先例」は憲法違反であるとして、被解雇者らが憲法裁判所に憲法不服申立てをした事件で、申立人らの主張を受け入れて違憲判決を言い渡した。ロシア連邦の七八年憲法の第三三条第一項は、「市民は、出生、社会的地位、財産状態、所属する人種または民族、性、教育程度、言語、

宗教に対する関係、職業の種類および性格、住所その他の事情のいかんにかかわらず、法律の前に平等である」と定め、第三八条は、労働の権利を保障している。判決文によると、「これらの規定等から導き出されるのは、第一に、市民に対する差別は、憲法第三二条に直接定める特徴にもとづくものだけではなく、その他の特徴にもとづくものも禁止されているということ、第二に、法律は、労働の権利の実現にあたって市民の平等を保障しなければならないということ、そして第三に、年金受給年齢は、労働の権利の行使の妨げとはなり得ないということである（ただし、適性、能力、職業訓練、教育および社会的必要という基準は、労働契約を締結するときも、また解約するときも、考慮しなければならない）。一九九一年四月一九日に制定されたロシア住民就業法は、第五条で、労働の権利を保障する措置として、年齢のいかんにかかわらず、就業の「平等な機会」を提供することを規定している。ロシア憲法裁判所は、このように記した後、「年齢もまた、市民の労働の権利の実現の領域における差別的制限の根拠とすることはできない」とした（ロシア憲法裁判所は、この結論を補強するため、世界人権宣言第七条、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約第二条第二項、雇用および職業における差別に関するILO条約（第一一一号）第一条および第二条等を援用しながら、ロシア労働法典第三三条第一項第一号の一に規定する事由にもとづく解雇が人権に関する一連の国際法にも反し、差別的な性格を有するものであることを論証している<sup>②</sup>）。

次に、判決文によると、年金受給年齢が低くなっているため（男性六〇歳、女性五五歳）、ロシア労働法典第三三条第一項第一号の一の規定の適用により、「住民のうちの大きな社会グループ」において、労働の権利および失業から保護される権利の実現にあたっての「機会の平等」が侵害されているとともに、「強制的な年金生活入りの事実上の合法化」が行われている。同時に、「当該規定にもとづいて解雇される従業員は、「解雇事由について裁判所の実体審理を受ける権利」をも奪われているが、通常裁判所は、ロシア労働法典第三三条第一項第一号の一にも

とづいて解雇された従業員の原職復帰請求事件を審理する場合、「憲法の意義からすると、当該規定は適用すべきであるのか」という点まで判断しなければならず、適用すべきではないと判断したときは、憲法の規定を直接適用しなければならない。このような判断を行わない「法適用実務の先例」は、国家機関および公務員の憲法遵守義務（七八年憲法第四条）に違反することになる。<sup>⑧</sup>

ロシア憲法裁判所は、このように理由を述べて、ロシア労働法典第三三条第一項第一号の一および一九八四年四月二六日付の「労働契約の締結、変更および解消を規制する法令の裁判所による適用について」のソ連最高裁判所総会決定（その後の改正を含む。）の適用により形成された「法適用実務の先例」、すなわち老齢年金全額受給権を有する従業員を、年金受給年齢に達したことだけを理由に一方的に解雇することを認める「法適用実務の先例」は、七八年憲法に違反すると認定したのである。<sup>⑨</sup>

ウズベキスタンの憲法監督委員会の「意見」は、独立後のものではあるが、このような違憲判断の流れの中に位置づけることができる。憲法監督委員会は、旧憲法裁判所法第一九条第一項後段に規定する手続により、老齢年金全額受給権を有する従業員が年金受給年齢に達した場合、企業等の管理部がその従業員との労働契約を一方的に解消することを認めていた当時のウズベキスタン労働法典の第四一条第一項の一の規定の憲法適合性審査を職権で開始した。

「意見」によると、九二年憲法は、「国家は、人間および社会の福祉のため、社会正義および適法性の原則にもとづいて活動を行うものとする」（第一四条）とし、「すべての者は、法律に定める手続により、労働の権利、仕事の自由な選択の権利、公平な労働条件を保障される権利および失業から保護される権利を有する」（第三七条第一項）と定めている。労働法典第四一条第一項の一は、九二年憲法のこれらの規定に一致しない。それだけでなく、

人権に関する一連の国際法にも違反するとして、「意見」は、ここで、ロシア憲法裁判所が上記の判決文の中で援用している世界人権宣言第七条の規定、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約第二条第二項の規定ならびに雇用および職業における差別に関するILO条約（第一一一号）第一条第二項の規定をあげている。とくに「意見」は、国際法によると、仕事の種類や特殊性を考慮せずに、年齢を労働契約の解約事由とすることは許されないと言う。<sup>30)</sup>

「意見」によると、労働法典第四一条第一項の一はまた、「自発的に年金生活に入る権利」を侵害し、「強制的な年金生活入り」を合法化し、「市民の年金保障について」の法律に違反している。年金受給年齢に達したことを理由に従業員が解雇されるとすれば、「多くの保障および補償」だけでなく、「解雇事由について裁判所の実体審理を受けける権利」をも奪われることになる。さらに労働法典第四一条第一項の一は、労働の権利の実現において「平等な機会」を保障すること、および性、宗教に対する関係、年齢、政治的信念等のいかんにかかわらず、すべての者に就業の自由な機会を保障することを定めている住民就業法第五条にも違反している。

憲法監督委員会は、このように労働法典第四一条第一項の一の規定は年金保障法および住民就業法にも違反すると指摘しながら、当該規定の九二年憲法違反を認定したのである。<sup>31)</sup>憲法監督委員会のこの「意見」は、ロシア憲法裁判所の上記の違憲判決と異なり、一見して明白に憲法違反であるとするかのようなきわめて簡略なものであり、その違憲判決のダイジェスト版とでも言うべきものと評し得よう。それはともかくも、九二年憲法により憲法裁判所の設置が決まってから、一九九五年一二月二二日に新しい国会により憲法裁判所の裁判官が選ばれるまでの間、憲法監督委員会が旧憲法裁判所法にしたがって憲法裁判（とくにソ連時代に制定された労働法典、民法典および刑法典の一部の規定が九二年憲法に適合しているかどうかについての審査）を行っていたが、現時点では、資料がき

わめて少ないため、その憲法裁判の評価については、留保せざるを得ない。

## 一 憲法裁判所の活動と立憲主義

### (一) 新憲法裁判所法とその問題点

一九九五年八月三〇日、旧憲法裁判所法に代わって新しい憲法裁判所法<sup>②</sup>（以下「憲法裁判所法」という。）が公布された。そして、同年一二月二二日に新国会により憲法裁判所長官をはじめとする裁判官五名が選ばれ<sup>③</sup>、憲法裁判所は、その後、実際に活動を開始していくことになる。ここでは、まず、旧憲法裁判所法と比較しながら、現行の憲法裁判所法を分析し、その問題点を明らかにするとともに、ウズベキスタンにおけるその改正論議にも触ることにしたい。

#### (1) 憲法裁判所の構成とその選出手続

憲法裁判所法によると、憲法裁判所は、大統領の提案にもとづいて、国会の上院（二〇〇三年八月二三日の憲法裁判所法の一部改正により、一院制であった「国会」から「国会の上院」に変更された。）により選ばれ、長官、副長官その他の裁判官五名（カラカルパクスタン共和国の代表一名を含む。）の計七名の裁判官をもって構成される（第二条第一項）。旧憲法裁判所法では、憲法裁判所の裁判官の定員は一名であったが、なぜ減員となつたか

は明らかではない。次に、憲法裁判所の裁判官の任期は、五年とされている（第三条第一項）が、九二年憲法および憲法裁判所法には、その再選についての規定がない。一九九五年一二月二二日に選出された裁判官が今なおその職にあるということが示しているように、九二年憲法が再選禁止を明記していないため、再選はもちろんのこと、再選も可という憲法解釈のもとで、九二年憲法および憲法裁判所法の運用がなされていると言えよう。ここで、憲法裁判所の構成および選出手続における問題点として、次の三点を指摘しておきたい。

第一は、すでに過去のことに属するが、憲法裁判所法が二〇〇三年八月三〇日付で一部改正された時に削除された第二条第五項の規定である。これは、九二年憲法第九七条にしたがって、「任期満了で退任した大統領は、憲法裁判所の終身の裁判官となる」と定めていた。この規定がフランスの現行憲法の第五六条第二項に範を取つたものであるということは、容易に想像がつくが、それはともかくも、この規定が実際に適用された事例は存在しない。

大統領中心の権威主義的な政治体制のもとで、仮にそのような事態が生じたとすれば、憲法裁判所は、独立性を完全に喪失した機関に変質したことであろう。憲法裁判所法第二条第五項の削除は、賢明な処置であったと評することができる。

第二は、再選以上も可とする憲法裁判所の裁判官の任期制（五年）が憲法裁判所の独立性にあたえる否定的影響である。大統領は、国会の上院に提案する憲法裁判所の裁判官候補を決定する場合、憲法裁判所法第一二条に規定する資格要件、すなわち「高い道徳心および必要な専門能力を有するウズベキスタン共和国市民で、政治および法の領域における専門家」以外に縛られるものがないため、フリー・ハンドをあたえられていると言えよう。大統領中心の権威主義的政治体制のもとで再選を希望する裁判官には、彼らを選挙する国会の上院よりも、それに提案する裁判官候補を決定する大統領の方が自分の命運を左右することになる。九二年憲法第一〇八条

第六項および憲法裁判所法第五条第一項で憲法裁判所裁判官の独立の原則が明記されているが、現在の政治体制のもとでは、この原則は、裁判官自身により放棄され、憲法裁判所の独立性が問われることがある。

第三は、憲法裁判所が実際に活動しはじめて以降、その裁判官の定員（七名）が一度も満たされたことがないということである。<sup>④</sup> 今日、憲法裁判所長官が欠けており、ベ・シャ・ミルババーエフ副長官がそれを代行し、その副長官のほかは、ウ・バザーロフ（二〇〇〇年以来の裁判官）、ゲ・ピルジャーノフ（カラカルパクスタン共和国の代表）およびエス・ア・ハキーモヴァ（ともに一九九五年以来の裁判官）の三名の裁判官しかいない。<sup>⑤</sup> 憲法裁判所法第六条によると、「憲法裁判所は、四名以上の裁判官の合議により、事件を審理し、裁判を行う」ことになつており、現在の憲法裁判所は、一人でも欠けると、合議体を構成することができないような異常事態にある。なぜ大統領は、憲法裁判所の長官候補、その他の裁判官候補（残り二名）を国会の上院に提案しないのであるか。これは、大統領中心の権威主義的な政治体制のもとでの大統領の憲法裁判所軽視のあらわれと言えよう。

## （2）憲法裁判所の権限

憲法裁判所法は、すでに紹介した九二年憲法第一〇九条第一項をそのまま引用するかたちで、憲法裁判所の権限を定めている。それは、①法律等の九二年憲法への適合性およびカラカルパクスタン共和国の法律のウズベキスタン共和国憲法の九二年憲法への適合性審査の権限（第一条第二項第一号）、②カラカルパクスタン共和国の法律への適合性について意見を述べる権限（同項第二号）、③九二年憲法および法律の規定の有権解釈の権限（同項第三号）ならびに④九二年憲法および法律により憲法裁判所の権限に属せしめられているその他の事件を審理する権限（同項第四号）である。また憲法裁判所法は、九二年憲法第八三条にしたがって、憲法裁判所に法案発議権をあた

えている（第一〇条）。これらの権限は、旧憲法裁判所法においても定められていたものである。

①の憲法適合性審査の権限については、最近、その審査対象を拡大することによりその権限を強化することを主張する見解が見られる。これは、当然、憲法裁判所法の改正を前提として主張されているものである。例えば、憲法裁判所副長官ミルババーエフは、政党その他の社会団体の憲法適合性の審査を憲法裁判所の権限とすることを提案し<sup>39</sup>、またタンケント国立法科大学長エム・ハ・ルスタムバーエフは、最高裁判所および最高経済裁判所の総会決定の憲法適合性審査の権限を憲法裁判所にあたえることを主張している<sup>40</sup>。

現在、④の権限を定めている法律として検察庁法がある。これは、その第一三条第二項で、「ウズベキスタン共和国検事総長の命令その他のアクト（個別的性質のアクトを除く。）は、ウズベキスタン共和国の憲法および法律に反する場合には、ウズベキスタン共和国憲法裁判所の裁判（рассмотрение）にもとづいて取り消すものとする」と定めている。憲法裁判所は、この規定により、検事総長の命令その他の規範アクトが九二年憲法および法律に適合しているかどうかを審査する権限を認められているのである。最近、さらに、憲法裁判所の権限の拡大を主張する見解の一つとして、現行法では最高裁判所の権限とされている「選挙の適法性をめぐる紛争」の解決を憲法裁判所に委ねるべきであるとする見解が見られる。

憲法裁判所の権限の拡大を目的としたこのような提案は、現在のような憲法裁判所軽視の姿勢が改められない限り、実現は困難であると言わざるを得ない。

### (3) 憲法裁判所への事案の提出権者（申立権者）

憲法裁判所法によると、憲法裁判所の権限に属する事案をその憲法裁判所に提出する権利をもつのは、国会の両

議院、大統領、立法院議長、上院議長、カラカルパクスタン共和国議会、立法院の総議員の四分の一以上の議員グループ、上院の総議員の四分の一以上の議員グループ、最高裁判所長官、最高経済裁判所長官および検事総長である（第一九条前段）。また憲法裁判所法は、「憲法裁判所の三名以上の裁判官の発議があるときも、事案を憲法裁判所に提出することができる」（同条後段）として、憲法裁判所の裁判官にもその権利をあたえている。以上の点については、若干の違いはあるにせよ、旧憲法裁判所法の規定も基本的に同じである。ここでは、憲法裁判所への事案提出権にかかる問題として、次の二点について検討を加えておきたい。

一つは、憲法裁判所への市民、外国市民および無国籍者の「申立て」の問題である。上記の憲法裁判所法第一九条前段に市民等の文言がないことから明らかなように、市民等には、憲法裁判所の権限に属する事案を憲法裁判所に提出する権利は認められていないが、憲法裁判所に申立てをすることは認められている。憲法裁判所は、その申立てに係る憲法裁判所の活動に関する規程<sup>(39)</sup>と申立ての審理手続に関する規程<sup>(40)</sup>を制定し、九二一年憲法、「市民の申立てについて」の法律および上記の二つの規程にしたがって、市民等の申立てを処理している。憲法裁判所の上級専門委員エヌ・カリーエヴァによると、市民が法律その他の法令による自己の権利および自由の侵害に関する問題の審理を申し立てた場合で、その申立てが憲法裁判所の権限に属するものであるときは、その申立ては、憲法裁判所長官から指示を受けて、同裁判所の裁判官が一五日以内に検討し、憲法裁判所に提出するかどうかを決める。その際、裁判官は、関係機関に対し、必要な情報等の提供を求めるとともに、補足説明等を受けるため、申立てをした者を呼び出し、必要な場合には「憲法適合性が審査される法令を執行している機関の代表」も呼ぶことができる。申立てを検討した後、裁判官は、憲法裁判所長官または副長官に意見書を提出し、その意見書が申立てに根拠ありとするものであれば、申立ては、憲法裁判所法第一九条後段にしたがい、裁判官三名以上の発議に

より憲法裁判所に提出されることになる。<sup>(40)</sup>

このように、市民等は、憲法裁判所に申立てをし、憲法裁判所は、これに対処していると言われているが、市民等の申立てそのものによって憲法適合性審査等の手続がはじまるわけではない。あくまでも憲法裁判所の裁判官三名以上の同意が必要とされているのである。ウズベキスタンでは、市民等からの憲法裁判所への申立ての件数、そのうち憲法裁判所で審理された申立ての件数、憲法裁判所により市民等の権利および自由が救済された件数など必要なデータが公表されていないため、この申立て制度が市民等の権利および自由の保護にとって効果的なものであるのかどうかについて判断をすることは困難である。ただ、憲法裁判所への事案の提出権を市民やその団体にもあたえることを提案する見解<sup>(41)</sup>があることを考えると、その申立て制度はそれほど効果的なものではないかも知れない。

もう一つの問題は、憲法裁判所が職権で審理を開始することができるという点である。上記のように、憲法裁判所が市民等の申立てを受けて、審理を開始するのも、その一つである。カリーエヴァによると、職権で審理を開始することを憲法裁判所に認めているのは、憲法裁判所への事案提出権をもっている機関がその権利を積極的に行使しないからであると説明されているが、それは、「裁判手続のもっとも重要な原則の一つである公正さ」を害することになる。<sup>(42)</sup> 彼女は、「憲法裁判所の裁判官にその権限に属する事案を職権で審理する権利をあたえることは、政治的にも、法律的にも、根拠のないことであるという見解」が述べられているとして、次のように記している。

「このような権利をもつ憲法裁判所は、（一定の状況のもとでは）包括的なコントロール機関に、なお悪いときには、政治的訴追機関に化する危険が客観的に存在する。憲法裁判所は、その他の機関の権限に介入し、またそれに取つて代わろうとして、憲法裁判所に課されている任務を効果的に遂行することはできないであろう。すべてこうしたことが、憲法裁判手続の過程で当事者主義および当事者の同権の制度を脅かし、裁判所をその裁判において偏った

ものにして、憲法裁判所の使命を喪失させることになる。」カリーエヴァは、職権で審理をはじめる憲法裁判所の権限の廃止を提案するのである。<sup>(4)</sup>

憲法裁判所法第一一条によると、憲法裁判所の活動手続は、その規則<sup>(4)</sup>で定めることになっている。その規則の第六条は、憲法裁判所は「法令（нормативно правовой акт）」の合憲性の推定にもとづいてその憲法適合性審査を行ふと規定しているが、憲法裁判所の裁判官三名以上の発議により事案が憲法裁判所に提出された場合には、すでに市民等の申立制度のところで述べたように、その事案は、審理前に憲法裁判所により憲法違反の疑いありとされたものであり、したがつて、憲法裁判所規則第六条は、まったく無意味な規定となってしまっていると言えよう。憲法裁判所が職権で審理を開始する場合、その公正さに疑問が投げかけられ、廃止論が提起されるのも当然である。ロシア連邦の憲法裁判所にも、かつて職権による憲法適合性審査の権限があたえられていたが、一九九四年に制定されたロシア憲法裁判所法<sup>(4)</sup>でその権限は廃止された。ウズベキスタンでは、廃止論が提起されてはいるが、憲法裁判所法の当該規定は、まだ改正されていない。

#### （4）憲法裁判所の裁判

憲法裁判所法によると、裁判は、「国家間の条約および規範アクトの憲法適合性について審理をした事件の実体」に関するものを「判決（постановление）」といい、その他の場合のものを「意見（заключение）」という。また憲法裁判所の裁判は、その他の形式で行うこともできる（第二二六条）。憲法裁判所の判決、意見その他の裁判は、大量情報手段において公表され、その時点から効力を発するものとされている。違憲と認められた法律その他の規範アクトは、その公布の時から効力のないものと考えられている。憲法裁判所の裁判は、最終のものであって上訴

することはできず（第二七条）、国家権力および行政のすべての機関ならびに企業、施設、組織、社会団体、役職員および市民を拘束する（第九条第一項）。ただし、憲法裁判所は、次の場合に限り、職権によりその裁判を見直すことができるとしている。①評決の時に憲法裁判所に知られていないかった新しい重大な事実が明らかにされた場合、②裁判の根拠となつた憲法規定が改められた場合、③裁判は所定の裁判手続に違反して行われたと憲法裁判所が認定する場合（第二八条）。旧憲法裁判所法に③の場合についての規定がないほかは、旧憲法裁判所法と現行の憲法裁判所法との間に根本的な違いはない。

二〇〇四年の憲法裁判所規則は、憲法裁判所法の上記の規定を再現するとともに、憲法裁判所の裁判の執行についての規定を置いている。それによると、憲法裁判所の事務局には、裁判の執行に関する業務状況およびその一部不執行または全部不執行の原因を定期的に分析し、それについての半年間および一年間の報告書を憲法裁判所長官に提出することが求められ（第六〇条第一項および第二項）、裁判の一部または全部が執行されていないことが明らかにされた場合には、裁判書を起案した裁判官は、その執行の確保に係る措置を憲法裁判所長官に提案するものとされている（同条第三項）。ウズベキスタンでは、憲法裁判所の判決等が執行されていないことを示す資料が公表されていないため、その実態は不明である。ただ、憲法裁判所長官がかつて「憲法裁判所の裁判の執行の問題」に係る措置を講ずる必要があると述べたことがあるように、憲法裁判所の判決等の執行も現実の課題として提起されていると思われる。<sup>50</sup>

## （二）憲法裁判所の活動の実態とその評価

すでに指摘したように、憲法裁判所は、一九九五年一二月二二日に新しい国会（オリイ・マジュリス）により長官をはじめとする裁判官五名（定員七名）が選出され、その後、実際に活動をはじめていくことになる。二〇〇六年一二月末日までのその活動について言えば、法令の九二年憲法への適合性審査の件数が七件、九二年憲法および法律の規定の解釈の件数が八件、国会への（改正）法案の提出の件数が八件、その他が一件である。<sup>65)</sup> ここでは、法令の憲法適合性審査とそれ以外の活動とに分けて、その実態を見ておくことにしよう。

### （1）法令の憲法適合性審査

本来、憲法裁判所の活動の中心となるべき法令の憲法適合性審査の件数は、一〇年余りでたったの七件であり、しかも、それらは一九九七年二月から翌九八年二月までに集中しており、それ以降は、法令の憲法適合性審査の権限は、まったく行使されていない。ここでは、次の三件の判決を検討することにしたい。

第一は、一九九二年八月二四日付の内閣の命令により採択された「教育従事者との労働契約の締結のコントラクト〔期間の定めのある労働契約－筆者〕方式に関する規程」の憲法適合性審査に関する事件についての一九九七年六月一七日付の判決である。本件は、憲法裁判所法第一九条後段の規定にもとづいて、憲法裁判所が職権で審理を開始したものである。本件についての判決の理由部分は、次のとおりである。

「この規程によると、高等および中等専門教育機関、職業技術学校ならびに一般教育学校の教育従事者との労働契約は、一年以上五年以下の期間の定めのあるコントラクトにもとづいて締結する。

内閣の代理人および鑑定人の意見を聞き、憲法、労働法典および教育法の諸規定を分析した後、憲法裁判所は、上記の規程は、憲法に適合せず、国立の高等および中等専門教育機関、職業技術学校ならびに一般教育学校の教育従事者の労働上の権利を制限しているとの結論に達した。

一 憲法第一四条は、国家は、人間および社会のために、社会正義および適法性の原則にもとづいて活動を行うものとすると述べている。憲法第一八条は、すべての市民は、同一の権利および自由を有し、かつ、法律の前に平等であると定めている。憲法第三七条は、すべての市民に対し、労働の権利および公平な労働条件を保障される権利を保障している。

二 労働法典第五八条によつても、各人に對し、仕事を得る機會の平等、労働および就業の条件の平等が保障されている。労働法典第七六条によると、期間の定めのある労働契約は、その仕事の性格、その遂行の条件または従業員の利益を考慮に入れると、期間の定めのない労働契約を締結することができない場合および法律に定めのある場合に限り、締結される。

明確に定められている場合にのみ期間の定めのある労働契約を締結することができるとする労働法典の規定は、一般的的性格を有しており、教師を含むすべての従業員に適用される。他の場合における教育従事者との期間の定めのある労働契約の締結は、労働法典第七六条の規定に適合せず、したがつて、憲法および法律の優位を規定する憲法第一五条にも適合しない。

このように、一九九二年八月二十四日付の内閣決定第三九四号およびそれによって承認された高等および中等専門教育機関、職業技術学校ならびに一般教育学校の『教育従事者との労働契約の締結のコントラクト方式に関する規程』は、憲法第一四条、第一五条、第一八条および第三七条に違反する。』

憲法裁判所は、以上述べたことにもとづき、かつ、憲法裁判所法第一九条、第二五条、第二六条および第二七条にしたがって、次の判決本文を言い渡した。

「一『教育従事者との労働契約の締結のコントラクト方式への移行について』の一九九二年八月二四日付の内閣の命令は、ウズベキスタン共和国憲法に適合しないと認める。

## 二【略】

三判決は、その公表の時から効力を発し、最終のものであつて上訴することができない。」

ウズベキスタンの憲法裁判所の判決文は、概して、このように短く、かつ、憲法解釈を行わず、法令等を一見して明白に憲法違反とするものが多いように思われる。これは、ソ連時代、法の解釈と適用が理論上峻別され、法の解釈は、国家権力の最高機関である最高ソビエトの常時活動する機関（最高ソビエト幹部会）が、裁判領域における法の適用は、最高裁判所の裁判監督のもとで裁判所が行うものとされていたかつての基本的な考え方の影響によるものと言えよう。ウズベキスタンでは、憲法解釈の方法論はもとより、その解釈技術論も未発達の状態にある。

憲法裁判所は、判決文において、上記の「規程」の憲法適合性審査だけでなく、その労働法典への適合性審査も行っているが、「法律に定めのある場合」のほかに、どのような場合に「期間の定めのある労働契約」を締結することができるのかを具体的に明らかにしないまま、「教育従事者との期間の定めのある労働契約の締結」は「労働法典第七六条に規定する要件」に適合しないと断じ、さらに、それは「憲法および法律の優位」を規定する憲法第五条に違反すると言うのである。結論は、違憲判決の言渡しにより教育従事者の権利を擁護するものであったが、その論証は、憲法および労働法典の解釈論抜きのきわめて不十分なものであった。

第二は、一九九七年三月一日付の内閣決定により承認された「書面による労働契約（コントラクト）の締結に

関する勧告』<sup>53</sup> 総則第二項の憲法適合性審査に関する事件についての一九九七年六月一七日付の判決である。本件については、どの機関が憲法裁判所に提出したのか、あるいは職権で憲法裁判所が審理を開始したのかなどは、判決文からは知ることができないが、それはともかくも、本件についての判決の理由部分は、次のとおりである。

「『ウズベキスタン共和国労働法典の実現のために必要な規範アクトの承認について』の一九九七年三月一日付の内閣の命令により、『書面による労働契約（コントラクト）の締結に関する勧告』は承認された。

『勧告』には、書面による労働契約（コントラクト）は、常勤従業員（期間の定めがなく採用される）とも、また期間の定めのある労働契約にもとづいて就労する者とも締結すると定められている。『勧告』によると、期間の定めのある労働契約と認められるものは、五年を超えない一定の期間で締結された労働契約であり、また臨時従業員および季節従業員との契約である。

内閣の代理人および鑑定人の意見を聞き、憲法および労働法典の諸規定を分析した後、憲法裁判所は、内閣の規範アクトは従業員の労働上の権利を制限しているとの結論に達した。

一 憲法第一五条によると、ウズベキスタンにおいては、ウズベキスタン共和国の憲法および法律の絶対的な優位が認められている。これにもとづけば、一つの法令であっても、憲法の規定および原則に反してはならない。

二 労働法典第七五条は、期間の定めのない労働契約、五年を超えない一定の期間の定めのある労働契約および特定の仕事を遂行する時の労働契約の締結を規定している。

労働法典は、かつての労働法典と異なり、臨時従業員および季節従業員との労働契約の締結を定めていない。したがって、労働法の一般規定の一連の例外を定め、それによつて臨時従業員および季節従業員の労働上の権

利を著しく制限していた旧連邦の規範アクトは、ウズベキスタン共和国の領域では、一九九六年四月一日、すなわち労働法典の施行日から適用してはならない。

労働法典は、臨時のまたは季節的な性格を有する仕事に市民を就かせる可能性を決して排除してはいない。期間の定めのある労働契約を締結した者のために定められているすべての一般規定および保障は、これらの従業員に適用される。

三 政府の規範アクトは、憲法および法律に反してはならない。しかし、内閣は、この場合、自己の権限の範囲を超えて、内閣法第二〇条に違反する上記の「勧告」を採択した。」

憲法裁判所は、以上述べたことにもとづき、かつ、憲法裁判所法第一九条、第二五一条、第二六条および第二七条にしたがって、次の判決主文を言い渡した。

「一 「臨時従業員および季節従業員との労働契約の締結について」の一九九七年三月一一日付の内閣の命令により承認された『書面による労働契約（コントラクト）の締結に関する勧告』総則第二項は、ウズベキスタン共和国憲法に適合しないと認める。

## 二 〔略〕

三 判決は、その公表の時から効力を発し、最終のものであつて上訴することができない。」

要するに、憲法裁判所は、現行の労働法典に「臨時従業員および季節従業員との労働契約の締結」に関する規定がないにもかかわらず、内閣の命令により承認された上記の「勧告」総則第二項が「期間の定めのある労働契約」の一つとして「臨時従業員および季節従業員との契約」を定めており、それは「憲法および法律の絶対的な優位」を規定する憲法第一五条に違反すると言つのである。この判決も、労働法典が「期間の定めのある労働契約」の締

結を認めている「臨時的または季節的な性格を有する仕事」に従事する者と「勧告」で定められている「臨時従業員および季節従業員」とはどのように違い、またそれぞれと締結する労働契約の間にはどのような違いがあるのかについて一切検討をしないまま、その「勧告」総則第二項について違憲判断を下しているのである。

第三は、労働法典第一一八条の適用の憲法適合性審査に関する事件についての一九九八年二月二六日付の判決<sup>54</sup>である。本件は、憲法裁判所への事案提出権をもたない国会（オリイ・マジュリス）付置現行法モニタリング研究所の申立てを受けて、憲法裁判所が憲法裁判所法第一九条後段の規定にもとづいて職権で審理を開始したものである。本件についての判決の理由部分は、次のとおりである。

「ウズベキスタン共和国労働法典によると、従業員の法定労働時間は、週四〇時間を超えてはならない（第一一五条第一項）。一部の職種の従業員には、その年齢、健康状態、労働条件、職務の範囲その他の事情を考慮に入れながら、法令その他の規範アクトにしたがって、給与を減額せずに短縮労働時間が定められている（第一一六条第一項）。

短縮労働時間が定められているのは、一八歳未満の従業員（第二二四二条）、グループ一および二の障害者である従業員（第二三〇条第三項）、不利な労働条件の職場で仕事に従事する従業員（第一一七条）および特殊な仕事に従事する従業員（第一一八条）である。

前二者のすべての従業員については、例外なしに、労働法典により短縮労働時間が定められている。三番目の職種に属する従業員に短縮労働時間を認めるかどうかは、何よりもまず、部門別の賃金協定、団体協約または労働組合もしくは従業員のその他の代表機関との協定にそのような職場のリストがあるかどうかによる。同時に、ウズベキスタン共和国政府には、とくに有害な労働条件およびとくに過酷な労働条件の職場で仕事に従事する従業員

事している従業員のために、労働時間の上限（週三六時間以内）を定める権利があたえられている。

上記の三つの職種の従業員と異なり、特殊な仕事に従事する従業員の範囲は、明らかではない。労働法典第一一八条は、その労働が感情、精神および神経に普通以上の緊張を強いるものであるすべての従業員をそのようにとらえている。三六時間以内の労働時間は、労働法典第一一八条により、『一部の職種の従業員（医療従事者、教師その他）』に決められている。これは、すべての医療従事者および教育従事者が『一部の職種の従業員』に属するのであって、その個々の従事者ではないことを意味している。条文で『その他』という言葉を使っていることについて言えば、それは、そのような（その他の）従業員の一覧およびその具体的な労働時間はウズベキスタン共和国政府が決めるということが考慮されていたからである。

条文の理解で疑問があれば、それは、個人の権利を優先させながら、解決しなければならない。労働法典第一一八条の内容の拡大解釈の必要性は、以下のことによつても確認される。

労働法典の施行前、すなわち一九九六年四月一日前に、短縮労働時間の適用を受ける権利を法令により認められていた「従業員の」職種にはほとんどすべての医療従事者が含まれていたことである。一九九七年三月一日付の内閣の命令により承認された、特殊な仕事に従事する従業員の一覧表は、短縮労働時間の適用を受ける権利を有する医療従事者の範囲を著しく限定してしまったのである。」

憲法裁判所は、以上述べたことにもとづき、かつ、憲法裁判所法第二五条、第二六条および第二七条にしたがつて、次の判決主文を言い渡した。

「一 ウズベキスタン共和国憲法に定める労働上の権利の保護の利益およびウズベキスタン共和国労働法典第一一八条の意義からして、一九九七年三月一日付の内閣の命令により承認された『特殊な仕事に従事する従業

員の一覧表に列挙されていない医療従事者の基準労働時間は、週三六時間を超えることはできないと考える。

二 本判決は、最終のものであり、新聞『人民の意見』に公表された時から効力を発する。」

本件での争点は、「労働法典第一一八条が一週の労働時間を三六時間以内としている「一部の職種の従業員（医療従事者、教師その他）」という文言をどのように解釈するのか」ということであった。憲法裁判所は、政府がその文言を個々の医療従事者と解して、すべての医療従事者を上記の「特殊な仕事に従事する従業員の一覧表」に含めないのは、労働法典第一一八条の誤った解釈であるとし、その「一覧表」に列挙されていない医療従事者の基準労働時間も週三六時間を超えることはできないとしたのである。しかし、憲法裁判所は、判決主文の中で、政府の労働時間も週三六時間を超えることはできないとしたのである。しかし、憲法裁判所は、判決主文の中で、政府の労働法典第一一八条の誤った解釈、それにもとづく命令により承認された「特殊な仕事に従事する従業員の一覧表」を、「公平な労働条件を保障される権利」を規定する九一年憲法第三七条第一項違反と宣言することはしなかった。その理由は明らかではないが、本件は、労働法典第一一八条の解釈論レベルで解決することができる性格のものであった。それはともかくも、これは、医療従事者の労働上の権利の保護を重視する事実上の違憲判決ともとらえることができよう。

憲法裁判所は、これら以外に、①スルハンダリヤ州の首長（ホキム）の命令の憲法適合性審査、②ホレズム州の執行機関（ホキミヤート）の決議により採択されたある規程の憲法適合性審査、③ウズベキスタン労働組合連合会評議会等により承認された「国家社会保険による手当」の査定および支払の手続に関する規程」の憲法適合性審査、そして④第二次世界大戦の障害者等に対する居室面積の賃料および公共料金の支払いについての特典の供与を定めているいくつかの法規範（правовая норма）の憲法適合性審査（これが最後の憲法適合性審査である。）を行い、審査対象となつたものをすべて憲法違反としたが、ここで特徴的なことは、憲法適合性審査の対象となつたものが

これらを含めてすべて法律より下位の規範アクトであったことである。もちろん、これらの違憲判決で個人の権利および法益は守られはしたが、それらを過大評価することはできない。憲法裁判所は、一九九八年二月二六日付の違憲判決を最後に、法令の憲法適合性審査の権限を行使していない。これこそ問題としなければならない点である。

## (2) 法案発議権の行使と法律の有権解釈

憲法裁判所は、それ以降、法案発議権の行使と法律の有権解釈にその活動を移していくことになる。ここでは、それぞれの実例を一つずつ検討することにしたい。

まず法案発議権の行使の実例として、ウズベキスタンの若干の法令の改正法案の国会（オリイ・マジュリス）への提出についての一〇〇〇年四月一二日付の決定<sup>55</sup>を取り上げることにする。本件は、鑑定意見を述べることを拒否する鑑定人の責任を定める刑法典第二四〇条、民事訴訟法典第八六条および経済訴訟法典第四七条の改正を必要と考えた憲法裁判官三名の発議を受けて、憲法裁判所が当該事案を検討し、それぞれの法典の当該規定の改正案を国会に提案することを決定したものである。憲法裁判所がこの事案で法案発議権を行使したのは、鑑定意見を述べることを拒否する鑑定人に対し刑事责任を問うことは九二年憲法第二九条に反すると考えたからである。決定文は、次のように記している。

「一 憲法第二九条には、すべての者は、思想、言論および信念の自由についての権利を有すると規定されている。この規定にしたがい、誰でも自己の意見を表明するのは自由である。自己の意見をのべることを強制されることはもない。

二 訴訟法は、法廷審理への鑑定人の参加を定めている。とくに鑑定人は、刑事上、民事上、経済上および行

政上の違法行為に関する事件の捜査、取調べおよび法廷審理の過程に呼び出される。鑑定人には、専門的な知識を要する問題について意見を述べる義務が課されている。裁判実務においては、鑑定人が意見を述べることを拒否し、または訴訟を忌避する場合は少ない。拒否等に対しても、ウズベキスタン共和国刑法典第二四〇条にもとづいて責任が定められており、また民事訴訟法典第八六条、経済訴訟法典第四七条および刑事訴訟法典第六八条にも、このような状況について指摘されている。

三 刑法典第二四〇条によると、鑑定人が意見を述べることを拒否し、または忌避した場合には、その理由のいかんにかかわらず、最低賃金額の二五倍以下の罰金または二ヵ月以下の拘留が科せられることになる。鑑定人は、近親関係、友好・敵対関係、職務上の関係その他の関係があること、検査実施について鑑定人に確信がないことを理由にしたり、多忙、報酬の低さ、誰かによる違法な働きかけ、専門家としての権威を傷つける危険性など、さまざまなことを理由にして、義務の履行を拒否することがある。人には、拒否の実際の理由を説明する義務はない。」

憲法裁判所は、このような理由により、鑑定人が鑑定意見を述べることを拒否し、または忌避することに対しても、刑事責任を問うことを憲法違反とし、刑法典第二四〇条、民事訴訟法典第八六条第三項、経済訴訟法典第四七条第四項および刑事訴訟法典第六八条第四項からその違憲部分を削除し、「故意に虚偽の鑑定意見を述べたとき」に限り、刑事責任を問うとしたそれぞれの改正案を国会に提出したのである。ちなみに、憲法裁判所のこの提案は、まだ実現されていない。

憲法裁判所は、そのほかに、次のような目的で法案発議権行使し、それぞれの改正案を国会に提出した。<sup>①</sup>経営主体の銀行口座からの金銭支払順位を規定する民法典第七八四条を改正すること、<sup>②</sup>行政責任法典の諸規定の間

での不一致の部分を除去すること、③刑事訴訟法典第二三九条第二項の規定と憲法裁判所法第一六条第一項の規定を一致させること、④行政責任法典第一二八条第四項のロシア語テキストとウズベク語テキストとの間の不一致の部分を除去すること、⑤おもに二〇〇三年四月の九二年憲法の改正とともにあって憲法裁判所法の諸規定を改正すること、⑥刑事訴訟法典第五三六条第一項、第二項および第五項の規定ならびに刑事執行法典第一六四条第二項および第三項の規定を改正すること、そして⑦「有価証券および証券取引所について」の法律第一条第三項のウズベク語テキストとロシア語テキストとの間の不一致の部分を除去すること<sup>67</sup>（これらはすべて実現している）。これらは、上記の二〇〇〇年四月一二日付の決定とは異なり、九二年憲法に適合させることを目的としたものではない。したがって、少なくとも③および⑤を除く事案については、「ウズベキスタン共和国における憲法コントロールの最高の裁判機関」である憲法裁判所ではなく、立法機関である国会、法案発議権を有する他の国家機関が取り上げるべきものであった。憲法裁判所は、本来、憲法適合性審査の観点から法案発議権行使するべきであると言えよう。

次に、法律の規定の有権解釈の実例である。ここでは、「弁護士について」の法律第六条第一項第五号の解釈についての二〇〇〇年七月五日付の決定<sup>68</sup>を取り上げることにする。本件は、当該規定の解釈について弁護士の申請を受け、憲法裁判所が憲法裁判所法第一九条後段の規定にもとづいて職権で開始したものである。決定文は、次のように記している。

「弁護士ハ・ヌルムハメードフの申請には、次のように記載されている。弁護活動を行うとき、弁護士は、『依頼人の同意を得て、法的援助を行うのに必要な問題について照会をし、……鑑定書を受け取る権利を有する』と記している弁護士法第六条第一項第五号にしたがって、彼は、ハ・スライマーノヴァ名称共和国刑事学研究センターに事件の鑑定書を依頼した。しかし、同センターは、訴訟法典に弁護士のそのような権利を定め

た規定がないことを口実に、その依頼を断つた。

このように、弁護士法の上記の規定をめぐって相反する理解がなされ、それによって法適用実務に誤りがもたらされることになる。したがって、その一律で正しい適用を保障するため、当該規定の有権解釈が必要である。」

憲法裁判所は、このように述べた後、次の決定主文を言い渡した。

「一 弁護士法の当該規定は、弁護士に対し、依頼人の同意を得て、法的援助を行うのに必要な問題について、だれに対しても、すなわち鑑定機関または鑑定人に照会をし、鑑定書を受け取る権利をあたえている。

立法者は、弁護士にこの権利をあたえ、弁護士に鑑定書を提出する義務を鑑定機関および鑑定人に課している。

このように、鑑定機関または鑑定人は、依頼人の同意を得た弁護士の照会があるときは、法的援助を行うのに必要な問題について鑑定書を彼に提出しなければならない。

二 憲法裁判所法第九条および第二七条により、この解釈は、拘束力をもち、公表の時から発効する。」

このように、憲法裁判所は、刑事訴訟法典等に類似の規定がないことを口実にして弁護士法の上記の規定の存在そのものを事実上否定する見解をしりぞけたが、重要な点は、憲法裁判所のこの解釈に拘束力が認められているということである。本決定は、弁護活動を行う弁護士には積極的な意義をもつものと評することができよう。

この決定以外に、憲法裁判所は、①国籍法第四条第一号の解釈、②「企業家活動の自由の保障について」の法律第一六条第二項の解釈、③税法典第五九条の解釈、④裁判所法第六二条第四項の解釈、⑤弁護士法第一〇条第四項および「弁護士活動の保障および弁護士の日常生活の保護について」の法律第六条第五項の解釈、⑥「法令

(нормативно-правовые акты)について」の法律第三一条第二項の解釈、そして⑦「海外投資家の権利の保障およびその保護の措置について」の法律第一〇条第一項の解釈についてそれぞれ決定を採択した。これらの決定は、個人や関係機関の申立てを受けて採択されたものであり、中には、申立てを行った個人の権利または法益を保護したものもある（例えば、②および③の決定）。しかし、それは、全体から見れば、とくに取り立てて言うほどのものではない。ここでの問題は、憲法の有権解釈の権限に加えて、なぜ憲法裁判所に法律の有権解釈の権限があたえられているのかということである。まだその有権解釈の件数が少ないため、問題点が顕在化していないが、再考の余地はあるう。なお、憲法裁判所は、これまで九二年憲法の規定の有権解釈の権限を一度も行使していないが、その理由を問うことも重要な課題であると言えよう。

## むすび

これまで現時点で入手し得た資料を分析してきたが、その一応の結論として、次のようなことが言えるであろう。それは、体制移行国ウズベキスタンは、「民主的法治国家」の建設を標榜しながら、新しい憲法保障メカニズムである憲法監督委員会、そして憲法裁判所を導入し、それによって立憲主義の継承およびその定着を図ろうとしてきているが、大統領中心主義の政治体制をとっている現段階では、それは、本来的に不可能であるということである。ウズベキスタンは、今日、言わば外見的立憲主義への道を歩んでいると評することもできよう。憲法裁判所は、長期にわたって長官を欠き、定員を一度も満たしたことなく、一九九八年三月以降は、法令の憲法適合性審査の權

限を一度も行使していない。また憲法裁判所への事案の提出権を有する国家機関も、かつてその権限を一度も行使していないと思われるが、それは、ウズベキスタンには違憲の疑いのある法令等がまったくないということを意味しているわけではない。「憲法コントロールの最高の裁判機関」としての機能を麻痺させている憲法裁判所について、ウズベキスタンでは、「憲法裁判所の活動は、民主的法治国家への漸進的な移行を具現している」という評価がなされているが、一体どこからこのような評価が出てくるのであるうか。

ウズベキスタンで憲法裁判所を再生するためには、個人およびその団体に憲法裁判所への事案の提出権、端的に言えば、憲法不服申立権または憲法異議申立権を認めることができ不可欠である。これは、すでに指摘したように、現在のウズベキスタンの政治体制を考えると、実現の困難な課題であるが、その政治体制の民主化の課題と表裏一体のものとしてとらえる必要がある。別稿でも指摘したように、<sup>60</sup>後者の課題に取り組む場合、このような政治体制がなぜウズベキスタンで今なお存続しあるのかについて、政治・法文化史的背景などを分析して解明することが求められよう。

## 注

- (1) ソ連憲法監督委員会については、最近、ロシアでエム・ア・ミチュコーフの新しい研究成果が公表された (*M. A. МИЮКОВ. Предтеча конституционного правосудия: взгляды, проекты и институциональные предпосылки (30—начало 90-х гг. XX в.)*. M., 2006)。これは、今後のその研究の出発点となるものである。
- (2) 以上の点については、さしあたり、杉浦一孝「ロシア連邦における司法改革と『司法権の独立』概念の承認」名古屋大学法政論集第一四九号（一九九三年九月）四五一一四五八頁を参照。

- (3) 一九九一年に制定された現行のウズベキスタン共和国憲法の邦訳については、杉浦訳が国際シンポジウム報告集『21世紀中央アジアにおける体制転換と法・法整備の現状と課題』（名古屋大学法政国際教育協力研究センター、1990年四月）に収められてる。
- (4) Закон Республики Узбекистан от 20 июня 1990 «О конституционном надзоре в Республике Узбекистан».Узбекскийの法令および憲法裁判所の一部の裁判について、「Norma Hankor」の法令データ・ベースに収録されてる（ロシア語版）を使用する。なお、この法令データ・ベースは、名古屋大学法政国際教育協力研究センターで使用するものがどうやら。
- (5) См.: Постановление Верховного Совета Республики Узбекистан от 20 июня 1990 о порядке введения в действие Закона Республики Узбекистан от 20 июня 1990 «О конституционном надзоре в Республике Узбекистан».
- (6) См.: Санъера Хакимова. Становление и совершенствование конституционного правосудия в Республике Узбекистан // Вестник Конституционного суда Республики Узбекистан. 2005. Вып. 12. С. 92.
- (7) 憲法監督法によると、憲法監督委員会が職権で審査するかを提案する権利は、その委員長、副委員長および委員すべてがもっており、職権で審査するかどうかは、その会議に出席している憲法監督委員会の構成員の過半数で決するものとされている（第一三条）。
- (8) 憲法監督委員会の意見は、通常、憲法適合性または法律適合性の審査の対象となつたアクトを制定した機関および憲法監督委員会にその審査を委託または提案した機関に送付され、同時に、大統領および最高ソビエト議長にも送付されるものとされている（第一〇〇条）。
- (9) Санъера Хакимова. Опорное звено расширения и укрепления суверенитета Узбекистан. Деятельность Комитета конституционного надзора Узбекистан в 1990-1991 годах // Вестник Конституционного суда Республики Узбекистан. 1999. Вып. 4. С. 52-55.

- 説  
論  
(10) Указ Президиума Верховного Совета Узбекской ССР от 21 февраля 1990 «О упорядочении организаций и проведения собраний, митингов, уличных шествий и демонстраций в Узбекской ССР».

(11) См.: *Сайёра Хакимова*. Указ. статья // Вестник Конституционного суда Республики Узбекистан. 1999. Вып. 4. С. 53.

(12) Ведомости Съезда народных депутатов СССР и Верховного Совета СССР. 1990. №8. Ст. 102. )の声明は、次のやうに記してある。「われわれは立場から、時には対立する立場から活動している一連の社会団体や運動体等が「一月」「五日」にセスクワ、レニングクーム、ソ連のその他の都市で示威行進および集会を行うよう呼びかけている。大衆的な集会や街頭行進には、建設および民主主義とは何の関係もない目的を追求している過激派や犯罪分子までもが加わることがある」と対して、多くのソ連人は不安を抱いている。ソ連最高ソビエトは、ソ連政府、各地の人民代議員ソビエトが法秩序擁護のためにすべての必要な措置を講ずることを命ぜる。集会および示威行進は、それらが許可され、それらの実施場所が具体的に決まっている場合にのみ、行うことができる。あらゆる違反は、断固として阻止しなければならない。法律の助けにより、ペレストロイカと民主主義を確実に擁護する必要がある。」

(13) 七八年憲法第四八条は、表現の自由について、次のように規定している。「人民の利益にしたがい、社会主義体制を強化し、発展させるため、ウズベク・ソビエト社会主義共和国市民には、言論、出版、会合、集会、街頭行進および示威行進の自由を保障する。これらの政治的自由の行使は、勤労者およびその団体に対し公共の建物、街路および広場を提供し、情報を広範に普及し、出版物、テレビジョンおよびラジオを利用させることにより、保障する。」これは、一九七七年ソ連憲法の第五〇条の規定と同じである。

(14) См.: *Сайёра Хакимова*. Указ. статья // Вестник Конституционного суда Республики Узбекистан. 1999. Вып. 4. С. 53-54.

(15) См.: Там же. С. 54.

(16) いの集会等の規制のあり方の憲法適合性をめぐる問題は、一九八八年一〇月一八日付のソ連邦の法律(Ведомости Верховного

Совета СССР. 1988. №44. Ст. 684) により承認された「ソ連における会合、集会、街頭行進および示威行進の組織および実施の手続について」の同年七月一八日付のソ連最高ソビエト幹部会令 (Ведомости Верховного Совета СССР. 1988. №31. Ст. 504) に端を発している。このソ連最高ソビエト幹部会令は、ペレストロイカ時代の政治的高揚期の到来を背景にして、当該地方人民代議員ソビエト執行委員会による集会等の許可制を導入し、集会等の「実施の目的がソ連憲法、連邦構成共和国憲法および自治共和国憲法に反し、または公共の秩序および市民の安全を脅かすとき」は、地方人民代議員ソビエト執行委員会はそれらを禁止するものとすると定めた（第六条）。そして、この幹部会令は、連邦構成共和国および自治共和国の各最高ソビエト幹部会ならびに辺区、州、管区、地区および市の各人民代議員ソビエトに対し、「連邦構成共和国および自治共和国の各憲法にもとづき、かつ、この幹部会令の規定にしたがい」「地方の諸条件」を考慮しながら、集会等の「組織および実施の手続」を追加的に規制することを認めた（第九条）。同年七月二九日にロシア最高ソビエト幹部会が公布した「会合、集会、街頭行進および示威行進の組織および実施の所定手続の違反に対する責任について」の幹部会令 (Ведомости Верховного Совета РСФСР. 1988. №31. Ст. 1005) は、その実例の一つであったが、ソ連憲法監督委員会は、これらの幹部会令の憲法適合性に疑問を投げかけたわけではなかった。すでに紹介した一九九〇年二月二〇日付のソ連最高ソビエトの声明に記されているような当時の政治状況の中で、ソ連邦レベルでも、集会等の規制のあり方の憲法適合性の問題が提起されてしまうことになる。ソ連大統領は、一九九〇年四月一〇日付の大統領令 (Ведомости Съезда народных депутатов СССР и Верховного Совета СССР. 1990. №17. Ст. 301) で、モスクワのサドーバヤ環状道路の内側の地域における大衆的な催し（大衆的な意思表示、集会、示威行進等）の実施に対する規制はソ連大臣会議が行うと定めた。しかし、このような権限は、上記のソ連最高ソビエト幹部会令により、連邦構成共和国および自治共和国の各最高ソビエト幹部会と各地方人民代議員ソビエトにあたえられており、ソ連大統領には、憲法上、ソ連邦の法律により承認された幹部会令を大統領令により改正する権限は認められていなかつた。ソ連憲法監督委員会は、「ソ連邦の国家権力および行政の最高機関が置かれているソ連の首都モスクワの

その地域で大衆的な催しを実施する特別レジームを設けることは妥当である」と認めたうえで、並にその点だけを、「すなわち連大統領の憲法上の権限を越えた行為だけを憲法違反と認定したのである（*Ведомости Генерала народных депутатов СССР и Верховного Совета СССР*. 1990. №39. Ст. 774）」。後に、「一九九一年三月一六日から四月一五日までモスクワ市内の集会、デモストレーション、街頭行進および示威行進を禁止した「モスクワ市内での集会、街頭行進および示威行進の実施の一時禁止について」（一九九一年三月二五日付のソ連内閣の決定（*Известия*. 26 марта 1991 года））に対するソ連憲法監督委員会が何も異議申立てをしなかった点にも、ソ連憲法監督委員会の限界があらわれてこねるもの。

- (17) См.: *Санчера Хакимова*. Указ. статья // Вестник Конституционного суда Республики Узбекистан. 1999. Вып 4. С. 54-55.
- (18) См.: Там же. С. 55. 後に、ロシア憲法裁判所でも、ロシア住宅法第100条の類似の規定の憲法適合性審査が行われ、一九九五年六月二二日は、当該規定を憲法違反とする判決が下された。ただし、九名の裁判官のうち八・九・一二〇裁判官一人だけは反対意見を述べた（*Вестник Конституционного Суда Российской Федерации*. 1995. №2-3. С. 73-79）。
- (19) Там же.
- (20) Закон Республики Узбекистан от 6 мая 1993 «О Конституционном суде Республики Узбекистан».

- (21) См.: *Санчера Хакимова*. Указ. статья // Вестник Конституционного суда Республики Узбекистан. 2005. Вып 12. С. 92.  
これは、旧憲法裁判所法が制定された日の翌日、すなわち一九九三年五月七日の最高裁判所の決定によるとのところだが、それは、憲法裁判所の裁判官は、選挙が予定されていた新しい国会（オリイ・マジリカ（Олий Мажлис））によって選ばれた方が適切であるとの理由からであったと言われば（*Зайнитдин Исламов. Проблема власти: ее понимание, назначение, социальная ценность*. Ташкент, 2003. С. 209）。

- (22) Заключение Комитета конституционного надзора Республики Узбекистан «О конституционности нормы, закрепленной в пункте 1 статьи 41 Кодекса Законов о труде Республики Узбекистан». ジの「意見」は、1100五年11月十旬、大

- 江泰一郎（静岡大学）、佐藤史人（早稲田大学）、大河内美紀（新潟大学）、そして私の四名が調査のためにウズベキスタン憲法裁判所を訪問した時、憲法裁判所から提供を受けたものである。そのほか一九九二年一〇月六日付の「個人住宅建設の問題にに関するウズベキスタン共和国の民事法および刑事法の諸規定の憲法適合性について」の憲法監督委員会の「意見」の提供も受けた。
- (23) *Ведомости Верховного Совета СССР.* 1988. №6. Ст. 95.
- (24) *Ведомости Верховного Совета РСФСР.* 1988. №6. Ст. 168.
- (25) См.: *Заключение Комитета конституционного надзора СССР от 4 апреля 1991 №. 20 «О положениях законодательства, ограничивающих равенство возможностей граждан в области труда и занятий» // Социалистическая законность.* 1991. №6. С. 68-69.
- (26) Постановление Конституционного Суда Российской Федерации по делу о проверке конституционности правоприменительной практики расторжения трудового договора по основанию, предусмотренному пунктом 1<sup>1</sup> статьи 33 КЗоТ РСФСР // *Вестник Конституционного Суда Российской Федерации.* 1993. №1. С. 29-37.
- (27) См.: Там же. С. 30-31.
- (28) См.: Там же. С. 32-33.
- (29) См.: Там же. С. 34.
- (30) См.: *Заключение Комитета конституционного надзора Республики Узбекистан «О конституционности нормы, закрепленной в пункты 1<sup>1</sup> статьи 41 Кодекса Законов о труде Республики Узбекистан».* С. 1-2.
- (31) См.: Там же. С. 2-3.
- (32) Закон Республики Узбекистан от 30 августа 1995 «О Конституционном суде Республике Узбекистан». 1995. 10. 15. *Конституционный суд Республики Узбекистан*.

所法の邦訳については、杉浦訳が国際シンポジウム報告集『体制移行国における憲法適合性審査機関の役割—人間および市民の権利・自由の保護を中心として—』（名古屋大学法政国際教育協力研究センター、一〇〇六年三月）に収められた。

(33)

См.: Постановление Олий Мажлиса Республики Узбекистан об избрании Конституционного суда Республики Узбекистан. 良官には、ズ・ホ・ハンノフが、副長官には、オ・マルナザーロフが選ばれ、その他の裁判官としてダ・アブドゥラシードフ、ケ・ビルジャーノフ（カラカルパクスタン共和国の代表）、セフид・ア・ハキモモヴァの11名が選ばれた。

(34)

一〇〇五年あたりでは、ナルギス・カリーエヴァの同趣旨の指摘を参照。 Наргис Кариева. Конституционный суд в условиях судебно-правовой реформы // Вестник Конституционного суда Республики Узбекистан. 2005. Вып. 13. С. 88-89.

(35)

See <http://ksuz.uz/img/court.htm> (11 April 2008)

(36) ハルバーヒフ・バフチャール（樹神成記）「人間の人格的・市民的権利および自由の保護を目的とする法令の憲法適合性に対するコントロールの実施におけるウズベキスタン共和国の裁判所の役割」国際シンポジウム報告集『体制移行国における憲法適合性審査機関の役割—人間および市民の権利・自由の保護を中心として—』（名古屋大学法政国際教育協力研究センター、一〇〇六年三月）七七—七八頁を参照。

(37)

См.: М. Х. Рустамбаев. Современное состояние и перспективы развития судебно-правовой реформы в Республике Узбекистан. С. 8. いれば、一〇〇五年九月に名古屋大学で開催されたワークショップ「ウズベキスタンにおける法改革の現状と課題」の時に、タシケント国立法科大学長エム・ハ・ルスタムバエフが提出した報告原稿である。

(38)

ハルバーヒフ・前掲注36・七七頁を参照。

(39)

Положение о работе Конституционного суда Республики Узбекистан с обращениями граждан (утверждено решением

Конституционного суда Республики Узбекистан от 3 июля 1998).

(40) Положение о порядке рассмотрения обращений граждан в Конституционный суд Республики Узбекистан (утверждено решением Конституционного суда Республики Узбекистан от 30 января 2004).

(41) См.: Наргис Каримова. Конституционный суд и обращения граждан // Вестник Конституционного суда Республики Узбекистан. 2004. Вып. 10. С. 172-173. なお、カリーハウトザ「市民の申立て権」によつて、他の国家機関の申立ても憲法裁判所で検討され、憲法裁判所の審理に付せられる。国会付置現行法セミタリーリング研究所の申立て等を中心の例として紹介してある（Наргис Каримова. Указ. статья. С. 173-174）。

(42) См., напр.: Наргис Каримова. Указ. статья // Вестник Конституционного суда Республики Узбекистан. 2005. Вып. 13. С. 89 и М. Х. Рустамбаев. Указ. статья. С. 8. なお、他の「すべての個人の憲法上の権利および自由の保護のため」の中でも重要な役割を果たす「オハトマッハ」（人権に関する国民全権代表）による憲法裁判所への事案の提出権をあたえるべきであるとする主張（例）<sup>12</sup> Баходир Энинов. Конституционный суд Республики Узбекистан в государственном механизме защиты прав человека // Вестник Конституционного суда Республики Узбекистан. 2002. Вып. 6. С. 71-72）。また具体的な事件で適用された法令または適用すべき法令の憲法適合性に疑義がある場合には、憲法裁判所に「質問（ запрос）」を提出する権利を通常裁判所にあたるべきであるとする主張（Наргис Каримова. Указ. статья // Вестник Конституционного суда Республики Узбекистан. 2005. Вып. 13. С. 89）である。なお、特別裁判所である経済裁判所は、経済訴訟法典第八、二条第一項第一号により、法律の憲法適合性に疑義がある場合には、訴訟手続を停止して、憲法裁判所に当該質問を提出しなければならないこととされる（Комментарий к Хозяйственному процессуальному кодексу Республики Узбекистан // Авт. коллектив: М. З. Абдулзалимов, М. К. Азимов, Х. Бурханходжаев и др. Ташкент, 2001. С. 123）。

- (43) См.: Наргис Каримова. Указ статья // Вестник Конституционного суда Республики Узбекистан. 2005. Вып. 13. С. 88.  
(44) Там же.

論

- (45) 憲法裁判所副長官「ルバーナフ」憲法裁判所の上の権限の廃止を肯定したこと（「ルバーナフ・前掲注<sup>38</sup>・七七頁」）。
- (46) レギラメント Конституционного суда Республики Узбекистан (утверждён решением Конституционного суда Республики Узбекистан от 30 января 2004). 田規則は、基本的に匡つ内容である（Регламент Конституционного суда Республики Узбекистан (утверждён решением Конституционного суда Республики Узбекистан от 5 июля 1996)）。
- (47) 「*ロハト連邦における憲法危機*」と憲法裁判所名古屋大学法政論集第十五七号（一九九四年一〇四）一一七頁以下を参照。
- (48) Собрание законодательства Российской Федерации. 1994. №13. Ст. 1447. 憲法裁判所法<sup>39</sup> 一〇〇一 年一月、同年一月一〇〇五年一月二〇〇一〇〇七年一月二〇〇八年一月二〇〇九年（Собрание законодательства Российской Федерации. 2001. №7. Ст. 607; №51. Ст. 4824; 2005. №15. Ст. 1273; 2007. №7. Ст. 829）。
- (49) См.: Комментарий к Конституции Республики Узбекистан / Редкол.: Ш. З. Уразаев (руков.), З. Аматов, Б. Х. Гулзимов и др. Ташкент, 2001. С. 480.
- (50) См.: Независимость судов — критерий приоритетности закона. Беседа с Председателем Конституционного суда Республики Узбекистан Буритонем Мустадаевым // Вестник Конституционного суда Республики Узбекистан. 2002. Вып. 7. С. 96.
- (51) 本文で示した数値は、憲法裁判所の機関誌『ウズベキスタン共和国憲法裁判所通報』〔ロハト語〕第一号（一九九八年）か「*第一回*（一〇〇六年）までに掲載された判決等の数」であり、それ以外のものは存在しないと思われる。
- (52) Вестник Конституционного суда Республики Узбекистан. 1998. Вып. 1. С. 82-83.

- (53) Вестник Конституционного суда Республики Узбекистан. 1998. Вып. 1. С. 84-85.
- (54) Вестник Конституционного суда Республики Узбекистан. 1998. Вып. 2. С. 112-114.
- (55) См.: Вестник Конституционного суда Республики Узбекистан 1998. Вып. 1. С. 78-79; С. 80-81; Вып. 2. С. 115-117; С. 118-120.
- (56) Вестник Конституционного суда Республики Узбекистан. 2001. Вып. 5. С. 64-65.
- (57) См.: Вестник Конституционного суда Республики Узбекистан. 1998. Вып. 2. С. 108-111; 2002. Вып. 2. С. 55-56; 2003. Вып. 9. С. 124-125; С. 127-128; С. 130; 2004. Вып. 10. С. 160-161; Вып. 11. С. 82-83.
- (58) Вестник Конституционного суда Республики Узбекистан. 2001. Вып. 5. С. 66-67.
- (59) См.: Вестник Конституционного суда Республики Узбекистан. 1999. Вып. 3. С. 68-69; 2002. Вып. 6. С. 57-59; Вып. 7. С. 85-88; С. 89-91; 2006. Вып. 14. С. 52-54; С. 55-57; Решение Конституционного суда Республики Узбекистан от 20 ноября 2006 о толковании части первой статьи 10 Закона Республики Узбекистан «О гарантиях и мерах защиты прав иностранных инвесторов».
- (60) Комментарий к Конституции Республики Узбекистан / Редколл.: Илья Уразаев (руков.), З. Аматов, Б. Х. Гумидов и др. Ташкент, 2001. С. 480.
- (61) 杉浦一孝「中央アーバン諸国における裁判の独立の実態——カザフキベトナムやカザフスタンを例に——」『社会体制』第八号（1100年六月）四二一—四四〇頁を参照。